

## 特定水産動植物の国内流通の適正化等に関する法律案（仮称）に関する事前意図公告

（この公告は、貿易の技術的障害に関する協定（TBT協定）第2条9.1に基づくものです。）

### 特定水産動植物の国内流通の適正化等に関する法律案（仮称）の制定について

下記のとおり、特定水産動植物の国内流通の適正化等に関する法律案（仮称）の制定に向けた検討を進めておりますので、その現時点の内容について、お知らせします。御意見のある場合は、下記の要領で御提出ください。

#### 記

- 1 件名  
特定水産動植物の国内流通の適正化等に関する法律案（仮称）の制定について
- 2 対象品目  
水産動植物
- 3 趣旨及び目的  
国内において違法に採捕された水産動植物の流通及びこれによる国内水産資源の減少のおそれがあること並びに海外において違法に採捕された水産動植物等の輸入を規制する必要性が国際的に高まっていることに鑑み、特定の水産動植物について、所要の措置を講ずることにより、特定水産動植物の国内流通の適正化及び輸入の適正化を図り、もって違法な漁業の抑止及び水産資源の持続的な利用に寄与するとともに、漁業及びその関連産業の健全な発展に資することとする。

#### [法案概要]

- 1 主な措置の内容
  - (1) 漁業者等の届出  
特定の水産物を漁獲する漁業者等は、自己が適正な権限を有する漁獲者である旨を行政機関に届け出るとともに、漁獲物ごとに漁獲番号を付して譲渡する。
  - (2) 取引記録の作成・保存  
流通業者・加工業者等は、(1)の水産物の取引に係る記録を作成・保存する。
  - (3) 輸出に係る措置  
(1)の水産物やその加工品の輸出事業者は、輸出の際、農林水産大臣が適法な漁獲物であることを証する証明書を添付する。
  - (4) 輸入に係る措置  
特定の水産物の輸入事業者は、輸入の際、輸入元の外国政府が適法漁獲物であることを証する証明書を添付する。
- 2 適用予定日  
公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日。

- 3 意見提出先  
水産庁加工流通課  
住所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1  
TEL 03-3502-8111 内線 6682  
FAX 03-3508-1357
  
- 4 意見提出期限  
WTO事務局から配布された日から 60 日間